

大阪府条例第 号

大阪府基金条例等の一部を改正する条例

(大阪府基金条例の一部改正)

第一条 大阪府基金条例(昭和三十九年大阪府条例第四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(設置) 第 条 (略)		(設置) 第 条 (略)	
基金の名称 (略)	設置の目的 (略)	基金の名称 (略)	設置の目的 (略)
障害者雇用促進基金	(略)	障害者雇用促進基金	(略)
特別減債基金	府債(減収補填債、減税補填債、臨時税収補填債及び臨時財政対策債に限る。)の償還財源を確保し、財政の健全な運営に資するため資金を積み立てること。	特別減債基金	府債の償還財源を確保し、財政の健全な運営に資するため資金を積み立てること。
減債基金	府債(特別減債基金において償還財源を積み立てるものを除く。)の償還財源を確保し、財政の健全な運営に資するため資金を積み立てること。	減債基金	府債の償還財源を確保し、財政の健全な運営に資するため資金を積み立てること。
(略)	(略)	(略)	(略)
2 (略)		2 (略)	

(大阪府財政運営基本条例の一部改正)

第二条 大阪府財政運営基本条例(平成二十三年大阪府条例第三百三十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(一般財源による基金への積立ての原則禁止) 第十四条 基金に積み立てる資金は、寄附金その他の当該基金に係る特定の収入に係るものに限るものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。		(一般財源による基金への積立ての原則禁止) 第十四条 基金に積み立てる資金は、寄附金その他の当該基金に係る特定の収入に係るものに限るものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。	
一 大阪府基金条例第一条に規定する社会福祉施設職員福利厚生基金、特別減債基金、減債基金、財政調整基金、公共施設等整備基金、用品調達基金及び小口支払基金に積み立てる場合		一 大阪府基金条例第一条に規定する社会福祉施設職員福利厚生基金、減債基金、財政調整基金、公共施設等整備基金、用品調達基金及び小口支払基金に積み立てる場合	
二一四 (略)		二一四 (略)	

(減債基金等)
第十八条 府は、満期 括償還の方法により発行した府債の償還に必要な財源を確保するため、予算に計上して、毎年度計画的に減債基金及び特別減債基金(以下「減債基金等」という。)に資金を積み立てるものとする。

附則

1-4 (略)

5 (減債基金等の積立不足額の解消のための積立て) 減債基金等の残高が、知事が定める償還計画に基づいて積み立てられているべき金額に不足する間は、府は、平成四十九年度を用途にその不足額の解消を図るため、人件費や事務事業など歳出の抑制及び歳入の確保による行財政改革をすすめ、第十八条の規定による積立てのほかに、第十九条の規定による財政調整基金の積立目標額の達成の見通しを勘案しつつ、減債基金等への積立てに努めなければならない。

(減債基金)
第十八条 府は、満期 括償還の方法により発行した府債の償還に必要な財源を確保するため、予算に計上して、毎年度計画的に減債基金に資金を積み立てるものとする。

附則

1-4 (略)

5 (減債基金の積立不足額の解消のための積立て) 減債基金の残高が、知事が定める償還計画に基づいて積み立てられているべき金額に不足する間は、府は、平成四十九年度を用途にその不足額の解消を図るため、人件費や事務事業など歳出の抑制及び歳入の確保による行財政改革をすすめ、第十八条の規定による積立てのほかに、第十九条の規定による財政調整基金の積立目標額の達成の見通しを勘案しつつ、減債基金への積立てに努めなければならない。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。